

辰丸事件の対日ボイコット運動と中国商人

呉 起

Abstract

This paper attempts to clarify how the boycott of Japanese products over the Tatsumaru Incident happened in Guangdong Province functioned, and what influences it had on Japan, focusing on Chinese merchants' movements in the boycott. This paper argues that at the very beginning, Guangdong merchants played a vital role in the boycott due to their nationalism. However, with the increasing loss, some Guangdong merchants objected to the boycott. The majority of Chinese merchants in the other regions opposed to the boycott from the beginning to avoid their losses. They openly imported a large quantity of Japanese products. With the cooperation of some Guangdong merchants who were against the boycott, Japanese merchants directly exported Japanese products to Hong Kong and Guangdong Province. This study concludes that because of the lack of consensus among Chinese merchants, the boycott did not functioned well. By contrast, Japan made quite a few profit from the boycott.

キーワード……辰丸事件 対日ボイコット運動 中国商人 広東商人 日本

はじめに

中国は、日清・日露戦争以降、日本の海外進出の中心であり、その権益がつねに日本に侵犯された。これに対する中国の最初の抵抗運動が、明治41(1908)年の辰丸事件を契機とした対日ボイコット運動である。中国は、これ以降、対日ボイコット運動を日本の中国進出に抵抗する手段として、しばしば採用することになる。

中国史上最初の対日ボイコット運動として、辰丸事件によるそれについては、すでになんらかの先行研究がある。菊池貴晴氏は、対日ボイコット運動を中国民族運動の基軸をなすものとみて、辰丸事件の対日ボイコット運動の動向を全般的に検討した¹⁾。また、菅野正氏は、立憲派と革命派などの政治団体を中心に、辰丸事件の対日ボイコット運動における在日中国人の動向を考察した²⁾。一方、徐小潔氏は、辰丸事件の対日ボイコット運動が日本の対中認識および日中関係に与えた影響を明らかにしている³⁾。これらの研究は、いずれも、粵商自治会などの政治団体の活動に注目し分析しているのが特徴である。対日ボイコット運動が粵商自治会などの政治団体の指導によって機能したことを前提に、対日ボイコット運動が日本の経済活動に多大な打撃を与えたと捉えられている。しかし、対日ボイコット運動を実際に展開したのは中国

商人である。中国の対日ボイコット運動は本当にうまく機能していたのであろうか、また日本の経済活動に大きな打撃を与えていたのであろうか。

本稿は、辰丸事件の対日ボイコット運動における中国商人の動向を具体的に分析し、対日ボイコット運動がどのように機能し、そして日本の経済活動にどのような影響を与えたのかを再検討する。これを三つの点から考察する。第一は広州・香港における広東商人の動向である。第二は広州・香港以外の地域における中国商人の動向である。第三は対日ボイコット運動によって日本が受けた影響である。

1 広州・香港における広東商人の動向

1.1 対日ボイコット運動への参加

本稿が考察の対象にする辰丸事件の経緯を簡単に示しておきたい。マカオのポルトガル人銃砲商が発注した銃器・弾薬を積載した日本の商船第二辰丸（以下辰丸と略称）は、明治41（1908）年2月5日、マカオの沖で中国海関の巡視船に武器密輸の嫌疑で拿捕され、日章旗を撤去された。日本政府は、辰丸の武器密輸行為を無視し、領海問題や日章旗問題を口実に強硬な交渉姿勢で、①辰丸無条件釈放・②謝罪礼砲・③損害賠償・④官吏懲罰・⑤兵器買収の5条件を中国政府に要求した。中国政府は、明治41（1908）年3月15日に日本の威嚇に屈服し、この5条件を受け入れた⁴⁾。

しかし、辰丸事件の発生地となった広東省の民衆はこれに不満を示し、粵商自治会を中心に対日ボイコット運動を起こした。これが中国史上最初の対日ボイコット運動である。

この粵商自治会とは、明治40（1907）年12月の西江警備問題を契機に設立され、国会開催の促進を目的とした立憲派の政治団体である⁵⁾。中国政府が日本政府の要求を受け入れると、粵商自治会は、国恥大会を開催して、『七十二行商報』などの新聞を利用して対日ボイコット運動を煽動した。さらに、各地に電報を発するとともに委員を派遣して、対日ボイコット運動を呼びかけた。

対日ボイコット運動における粵商自治会の役割については、これまでの研究で分析が加えられており、本稿で分析の対象とはしない。しかし、一点だけ指摘しておきたいことがある。従来の研究では、粵商自治会の立憲派の政治団体の一面を強調して、それが持つ商人団体としての一面を看過している。したがって、広東商人を粵商自治会の追従者として捉え、対日ボイコット運動における広東商人の役割を過小評価している傾向がある。この対日ボイコット運動において、広東商人がいかなる動きをしたのかを具体的に分析する必要がある。

この点を分析するために、辰丸事件の発生地である広東省の商人の状況について説明しておきたい。広東省の商人を大別すると、広東商人・潮汕商人・客家商人に分けることができる。本稿が扱うのは、広州を中心とする珠江デルタ地域の広東商人である⁶⁾。広州は中国最初の開

港場であり、明治40年(1907)年には中国の開港場の中で上海・漢口に次いで第三位を占めていた⁷⁾。広東商人は古くから通商貿易に熟練しており、広州・香港を拠点に中国南部および南洋地域に活動を展開していた。これについて、広東領事の上野専一は、明治39(1906)年12月付の「広東貿易交通事情」と題する報告の中で「広東ハ古キ歴史ヲ有スルヲ以テ從テ当地方人ノ商業的智識ノ發達セルハ当然ニシテ現ニ香港其他ノ東洋各地ハ無論印度、英領海峡植民地、南洋豪州其他ニ於ケル清国商ノ牛耳ヲ握レルハ即此ノ広東人ナリ」と述べており、広東商人の影響力が極めて広範囲に及んでいたことが分かる⁸⁾。

対日ボイコット運動の中心勢力とされる粵商自治会にあっても、広東商人は絶大な力を有していた。まずその成員構成を確認する。粵商自治会の成員構成については、直接的な資料がないが、粵商自治会の後身である粵商維持公安会(明治44年改称)の『職員姓名表』によって把握することができる。それによると、粵商維持公安会の重要な成員は120人で、その中で商人は106人である⁹⁾。これによって、広東商人は粵商自治会の成員の大半を占めていたことが推定できる。

辰丸事件の対日ボイコット運動に際して、広州における最も重要な商人組合である七十二行は、粵商自治会の呼びかけに応じて、明治41(1908)年3月19日に対日ボイコット運動の活動方針について議決した。この後、広州の各商人組合は相次いで対日ボイコット運動の規約を結んでいった。一例をあげると、海味行という海産物商組合は、明治41(1908)年3月下旬に対日ボイコット運動大会を開催し、同年4月10日から日本の海産物を買入れないとの規約を結んだ。もし加盟海産物商がこの規約を破った場合には、200銀元の罰金が課されることになった¹⁰⁾。

次に取り上げるのは、香港の広東商人である。香港は広州に近く、広東商人の影響力が極めて強い地域であった。明治41(1908)年5月の『半星期報』によると、香港の広東商人は20万人を超過したことが確認できる¹¹⁾。広東商人は恒常的に広州・香港を往来して、商業活動を展開していた。したがって、広州に対日ボイコット運動が起こると、ただちに香港に飛火することになった。

香港における最も有力な中国商人の組合である南北行は、明治41(1908)年4月6日、日本商品を取り扱わないことを議決した。南北行は広東商人の配下にあり、香港の商界を支配する力を有していた。南北行が対日ボイコット運動を議決すると、香港の各商人組合は次々と対日ボイコット運動に参加した。これについて、香港副領事の船津辰一郎が、明治41(1908)年10月24日に外務大臣の小村寿太郎へ提出した報告の中で、「由来香港南北行ハ南清商会ノパロメーターナリ各地商人組合ハボイコットニ就テハ一ニ同行ノ行動ヲ觀望セル」との記述から確認できる¹²⁾。

以上のように、広東商人の支持を得て、粵商自治会は対日ボイコット運動を主導し、実行することができた。対日ボイコット運動が本格的に展開されたのも、七十二行・南北行をはじめ

とする広東商人の各組合がそれに参加した以降のことであった。ここで、さらに考えたいのは、なぜ広東商人が対日ボイコット運動に参加したのかという点である。これを政治面と経済面から見ていきたい。

第一に、政治的には、中国人とくに広東省人として辰丸事件に不満を持ち、ナショナリズムの大義名分のもとで日本に報復するという面があった。この点について、香港領事館の益子事務代理は、明治 41（1908）年 4 月 9 日、外務大臣の林董に、「今般ノボイコットハ政事上ノ意味ニシテ商業上ノ意味ニアラス全ク辰丸事件ニ対スル復讐ノ目的ニシテ排日思想ニ出タルモノナリ」と報告しており、対日ボイコット運動を辰丸事件に対する復讐と捉えている¹³⁾。

第二に、経済的には、対日ボイコット運動を契機に、中国の商品の販売を提唱しさらには新たに会社を起こすことによって利益を獲得するという面があった。この点について、香港副領事の船津辰一郎は、明治 41（1908）年 5 月 21 日、外務大臣の林董に「近来広東及当地ニ於ケル商人中此排日の気運ヲ利用シテ各種ノ事業ヲ計画スルモノ有之」と報告している。これらの各種の事業は順調に発展して、広東商人に利益をもたらすようになった。この点について、その中で進歩が最も大きかったガラス業を例に考察する。香港副領事の船津辰一郎は、広州のガラス業について、明治 42（1909）年 4 月 19 日、外務大臣の小村寿太郎に「ボイコット発生以来努メテ日本品を排斥シ自国製品ノ使用ヲ奨励セシ結果其需要高ノ増加ト共ニ技術モ逐々進歩シ昨今ハ広東方面ヨリ全然右種ノ日本品を駆逐セシノミナラス今ヤ香港迄モ輸出スルニ至リ」と述べている¹⁴⁾。すなわち、対日ボイコット運動によって、広州のガラス業は長足の発展を遂げ、日本製品を駆逐することができるようになった。

広東商人が辰丸事件の対日ボイコット運動に参加した経緯と動機について考察した。

1.2 対日ボイコット運動からの脱落

これまでの研究は、広東商人が一致団結して対日ボイコット運動に参加したように捉らえている。しかし、実際には、異なる動きをする広東商人が多くいた。対日ボイコット運動の最初から、それに反対した広東商人も存在していた。対日ボイコット運動の深化につれて、それから脱落する広東商人も増え続けた。次に、これら対日ボイコット運動の脱落派の動向について考察する。

広東商人は、対日ボイコット運動の最初から、様々な措置を講じて、それによって受ける影響を最小限に抑えようとした。たとえば石炭・マッチなどの日本の商品は、広州・香港にとって不可欠なものであったため、最初から対日ボイコット運動の対象外であった。また、各商人組合は、一定の期限を設けて、日本の商品の販売を認めていた。一例をあげると、広州の綿糸商組合は旧暦の 3 月上旬に日本綿糸の不買を議決したが、それが実行されたのは旧暦 4 月 1 日以降のことである。これらの綿糸商は、旧暦 4 月 1 日前に在荷品を売りさばき、損失を減少させることができたのである。このように、各商人組合は、商人の損失を軽減させて、対日ボイ

コット運動への反発を鎮静化したうえで彼らに対日ボイコット運動に参加させたのであった。

広東商人が受けた損失は、対日ボイコット運動の深化につれて、大きくなっていった。これにともない、広東商人は対日ボイコット運動から脱落していくことになる。

広東商人が最初に行った手段は秘密裡に日本の商品を取引することであった。対日ボイコット運動の最初から、日本の商品を中国の商品に偽装して広州・香港に輸入した広東商人が存在していた。対日ボイコット運動によって日本の商品の在荷がなくなるにつれて、対日ボイコット運動の規約に加入していなかった商人だけでなく、規約に加入していた商人も、しばしば他の商店の名で日本の商品を購入した¹⁵⁾。さらに、対日ボイコット運動を提唱する大商人の中にも、秘密裡に日本の商品を取引するものが現れてきた。これについて、福州領事館事務代理の佐野一郎は、明治41(1908)年5月16日、外務大臣の林董に「香港ニ於ケルボイコット派ノ頭領株ハ表面コソ日貨ヲ一炬ニ付スベレトカ或ハ之ヲ売買スベカラズトカ極力呼合シ居ルモ其内情ヲ窺ヘバ商略上ノ掛引ニ利用スルニ過ギスシテ寧ロ日貨之愛好者ナリト見ルコトヲ得ベレ此ノ如クニシテ一時日貨ノ輸入ヲ杜絶セシメ追付ケ市場ニ在荷ノ底底ヲ来スニ乗ジ予メ内々手ヲ回シテ新輸入ノ日貨ヲ法外ニ高ク売り飛バサントノ狡猾ナル心算ニ他ナラス」¹⁶⁾と報告している。すなわち、香港においては、対日ボイコット運動を推進する商人の中に、利益を得る目的で、それを商略上の駆け引きとして行なっていたものたちがいたのである。

広州においては、明治41(1908)年8月以降、日本の商品とくに海産物などは、輸入されて販売されるようになっていった。一方、粵商自治会を中心とする対日ボイコット運動派は、これに反発して明治41(1908)年8月24日に会議を開き、対日ボイコット運動の励行を呼びかけた。しかし、この時、広東の有力な商人の大部分は、それまでの対日ボイコット運動による損失を理由に、粵商自治会には同調しなかった。また、広東の官憲も日本の広東領事の要求に応じて、広東商人に対日ボイコット運動の停止を命じた。これによって、広東の対日ボイコット運動が次第に沈静化していくことになる¹⁷⁾。

香港においては、対日ボイコット運動によって受けた損失が増大するにつれて、その停止を公然と主張する商人も現れた。一部の商人は、明治41(1908)年10月に集会を開いて対日ボイコット運動を停止すべし、と主張した。しかし、かつて密かに日本の商品を売買して罰金を課せられた二・三の商人はそれに反対した。対日ボイコット運動派の援助を受けたこれら商人は、もし納めた罰金が返金されるのなら対日ボイコット運動の停止に同意するものの、そうでないのなら対日ボイコット運動を断然継続すべし、と主張した。そのため、対日ボイコット運動の停止の動きは一時立ち消えとなった¹⁸⁾。

しかし、香港の広東商人はこれに納得せず、秘密裡に対日ボイコット運動の停止を画策した。南北行における主要な日本の商品の取扱商の7軒(昌盛・誠安・逢安・均安隆・敦和・永和・紹和、主に日本の海産物を取り扱う)は、その中核だった。これらの広東商人は、最初から対日ボイコット運動に反対した。対日ボイコット運動によって受けた損失が増大するにつれて、

その態度が一層強硬になっていった。ついに、これらの広東商人は、明治 41（1908）年 10 月 21 日、香港領事館に、もしも日本側が運動の費用を負担してくれるのなら率先して日本の商品を公然と取り扱う、と申し出た。これを受けて、香港副領事の船津辰一郎は、明治 41（1908）年 10 月 23 日、三井物産・郵船会社・大阪商船会社などの有力な日本の会社の香港支店の責任者を集めて、広東商人の申し出の実行によってもたらされる利益と損失、さらにはその運動費用の負担について討議した¹⁹⁾。

しかし、これらの広東商人と日本側が共同で活動する前に、その情報が粵商自治会などの対日ボイコット運動派に漏れてしまった。これに反発して、粵商自治会の機関紙であった『七十二行商報』は、対日ボイコット運動に反対するものは冷血動物である、との記事を掲載してこの動きを批判した。また、粵商自治会の配下にある敢死会は、明治 41（1908）年 11 月 1 日、これらの対日ボイコット運動の脱落派の広東商人の倉庫を襲撃し、海産物などの日本の商品を略奪した²⁰⁾。

香港の広東商人は、このような対日ボイコット運動派の報復を恐れて、海産物などの日本の商品の取引を手控えた。しかし、これは一時的な現象にすぎなかった。明治 41（1908）年 12 月以降、再び日本の商品は取引されるようになった。

対日ボイコット運動における広州・香港の広東商人の動向を検討した。まとめると次のようになる。広東商人は、辰丸事件が起こるとナショナリズムまたは経済利益のために、粵商自治会を支持して対日ボイコット運動を展開させた。さらに、七十二行・南北行を中心とする広東商人の各組合も積極的に対日ボイコット運動に参加した。これによって、対日ボイコット運動が展開され、日本は打撃を受けた。しかし、日本に打撃を与えた一方で、広東商人も対日ボイコット運動によって損失を蒙った。損失の増大につれて、広東商人は対日ボイコット運動から脱落するようになっていった。このため対日ボイコット運動は次第に機能しなくなっていったのである。

2 広州・香港以外の地域における中国商人の動向

2.1 日本における中国商人の動向

これまで対日ボイコット運動の中心地であった広州・香港の広東商人の動向を考察してきた。次に、ほかの地域の中国商人が、対日ボイコット運動に対して、いかなる動きをしたのか、という点を考察する。まず対日ボイコット運動によって受けた影響が最も大きかった在日中国商人（日本で活動していた中国商人）の動向を取り上げる。

考察を進める前に、在日中国商人の概況を示しておきたい。在日中国商人は、長崎・神戸・大阪・横浜・函館などの港湾都市の対中輸出において、絶大な勢力を有していた。これについて、農商務省商工局は、明治 37（1904）年に上梓した『日清貿易事情』と題する報告書の中で、

「対清輸出ノ過半ハ居留清商人ノ手ヲ営マレ清国ヨリノ輸入モ彼等ノカヲ借ルコトスクナカラス大阪神戸横浜ノ海産物燐寸綿糸綿布菓種其他雜貨類ノ如キ同港居留清商ニ売込ムノミ長崎函館ノ海産物ノ如キ亦居留清商ナカリセハ一部分ト雖モ輸出スルヲ得ヘカラス此ノ如ク居留清商ハ我対清貿易上主要ナル地位を占メ居レル」と記している²¹⁾。日本の商品が主に在日中国商人によって中国に輸出されていたことが確認できる。

在日中国商人のうちで、広東商人はとりわけ重要な地位を占めていた。日本の港湾都市の中で、広東商人の力が比較的大きかったのは、長崎・神戸・横浜である²²⁾。辰丸事件が起こると、粵商自治会は長崎・神戸・横浜に委員を派遣して、対日ボイコット運動への参加を呼びかけた。これに対して、在日中国商人とくに広東商人はどのように対応したのであろうか。この点について長崎・神戸・横浜の順で考察する。

広東商人は、長崎で寧波商人・福建商人を圧倒し、最も大きい勢力を有していた。長崎の最も重要な輸出品である海産物も主に彼らによって広州・香港を中心とする中国南部に輸出されていた。

広州・香港に対日ボイコット運動が起こると、香港の本店は長崎の広東商人に対日ボイコット運動への参加を要求した。しかし、長崎の広東商人はこれに応じず、かえって香港の本店に「目下買込品少カラス此際買入ルルニアラサレハ商機ヲ失スル」と述べ、日本の海産物の購入を提案した。香港の本店がこれに応じなかったため、長崎の広東商人は、やむを得ず香港の本店と同調して、対日ボイコット運動に参加するようになっていった。彼らは、すでに買入れた日本商品を香港に送付したものの、明治41(1908)年4月2日からは香港向けの日本の海産物の購入を見合わせるようになった²³⁾。

これにより、長崎では、明治41(1908)年4月中旬から海産物などの日本商品の取引が完全に停止した²⁴⁾。長崎の広東商人は、多大の損失を受け対日ボイコット運動の停止を希望するようになる。長崎県知事の荒川義太郎が、明治41(1908)年4月22日、外務省通商局長の石井菊次郎に提出した報告によると、減少した取引を回復するために長崎の広東商人は日本の商人に広東に赴き同地の広東商人と交渉するのが得策である、と建言している²⁵⁾。

次に神戸の状況を考察する。神戸においては、中国人の中で広東人が最も多く、広東商人の勢力が最大であった。粵商自治会より二名の委員が、明治41(1908)年3月22日、神戸に派遣されて同地の中国商人に対日ボイコット運動への参加を提案した。しかし、神戸の中国商人は、対日ボイコット運動による損失を恐れて、これに応じなかった²⁶⁾。これについて、東亜同文会の報告は、神戸においては「清国商人ハ広東人最モ多キニ拘ラズ、断然之ヲ拒絶シ其徒党ニ加ザル」と、広東商人を含む中国商人が明確に対日ボイコット運動への参加を拒絶した、と記している²⁷⁾。

次に横浜の状況について見ていくことにしよう。横浜も、在留する中国人の中で広東人が多数を占めていた。粵商自治会は、横浜にも委員を派遣して対日ボイコット運動への参加を勧誘

した。これに対して、横浜の中国商人も、「商品の排斥を以て到底日本に対抗し得るものにあらず」との見解を示し、それに応じなかった²⁸⁾。

横浜の中国商人は、明治 41（1908）年 4 月に入ると、広州・香港の対日ボイコット運動の影響を受けて、多大な損失を蒙って休業同然の状態になっていった。彼らは、それへの対応策として、日本の各地の商業会議所に中国人との妥協を提案した²⁹⁾。また、横浜の中国商人は、広州・香港の商人に対して、「ボイコットニシテ今後長永ク継続スルニ於テ一人取引商人中ニモ多数ノ破産者ヲ出スベク結局自家ノ破滅ヲ招ク基ヲ起シタルモノニシテ無謀ノ挙ト云ハサル可ラス」と対日ボイコット運動の不利を主張し、その停止を求めた³⁰⁾。広州・香港の広東商人がこれを拒否したため、横浜の中国商人は、さらに代表者を選び日本商業会議所の代表者とともに、広州に赴き広東商人と直接交渉することを提案した³¹⁾。

一方、大阪・函館においては広東商人の勢力が相対的に小さかったため、同地の中国商人は対日ボイコット運動に対して、長崎・神戸・大阪の中国商人よりも冷淡な態度を示していた。したがって、大阪・函館は、辰丸事件の対日ボイコット運動の影響をあまり受けなかった。

以上のように、在日中国商人は、広州・香港の広東商人と異なり、その大半が最初から対日ボイコット運動に反対の態度を示していた。なぜなら、対日ボイコット運動によって、彼らは莫大な損害を受けることになったからである。これについて、東亜同文会は、明治 41（1908）年に上梓した『辰丸事件ボイコット情報報告第一回香港之部』と題する報告書の中で、「日本品ヲ排斥スルノ結果最大ナル損害ヲ受ルモノハ日本在留又ハ支店出張員ヲ日本ニ有スル支那商人殊ニ広東商人ニ在ルハ言フ俟タズサレバ広東人ノナカニ内心最モボイコットヲ忌ムモノハ之等商人ナレバ」と述べ、在日中国商人とくに広東商人の対日ボイコット運動への忌避を明記している³²⁾。

2.2 中国南部と南洋地域における中国商人の動向

中国商人、とくに広東商人は、広州・香港・日本だけでなく、中国南部さらには南洋地域において大きな勢力を有していた。これらの地域の中国商人は、辰丸事件の対日ボイコット運動に対して、いかなる動きをしたのであろうか。次に、これらの地域の広東商人とほかの中国商人の相違に留意しながら考察する。

まず、広東商人の動向について見ていきたい。各地の広東商人は強い結束で結ばれていた。広州・香港以外の地域の広東商人の中にも、これら二つの都市の動きに同調して対日ボイコット運動に参加したものたちがいた。これをシンガポールを例に考察する。シンガポールの七家頭（朱有蘭・朱富蘭・朱広蘭・朱広元・広恒・羅致生・羅奇生）と称する有力な広東商人たちは、明治 41（1908）年 4 月、香港の本店の命令に従って対日ボイコット運動に参加した。また、これらの広東商人は、明治 41（1908）年 6 月 3 日より同地に対日ボイコット運動を開始すると、の檄文を市中に配布し、広東商人以外の中国商人にも対日ボイコット運動への参加を呼びかけ

た。しかし、シンガポールにおいて最も大きな勢力を持つ中国商人の福建商人・湖州商人はこれに同調しなかった。広東商人の運動によって、マッチなどの日本の商品は影響を受けることになったものの、対日ボイコット運動が成功した、という状況にはならなかった³³⁾。

次に、対日ボイコット運動に反対した広東商人について紹介する。ここではまず漢口の例を取り上げる。粵商自治会は、明治41(1908)年4月上旬2名の委員を漢口に派遣し、同地の広東商人に対日ボイコット運動への参加を呼びかけた。これを受けて、漢口の広東商人は、対日ボイコット運動についての会議を開いた。漢口において最も有力な広東商人であった韋紫封が反対した。これにより、対日ボイコット運動への参加案は却下された。また、韋紫封は漢口領事の高橋橋太郎が明治41(1908)年4月に招集した日中商人の懇談会に出席して、日中商人が協力して日中貿易を推進すべきだ、と切言した。なぜなら、漢口の中国商人は、普段から日本商人に対し好意を持っていたからであった³⁴⁾。

次に、対日ボイコット運動において、広東商人以外の中国商人はどのような動きをしたのかについて見ていこう。広東商人と同様に中国南部と南洋地域において大きな勢力を有していた福建商人を、広東商人と比較しながら考察する。福建商人は通常北部の福州商人と南部の廈門商人に大別される。

福州において、広東商人は外国商品の輸入貿易において重要な地位を占めていた。粵商自治会は、明治41(1908)年4月、福州に委員を派遣して、対日ボイコット運動への参加を呼びかけた。これを受けて、福州の有力な広東商人も、対日ボイコット運動について会議を開いた。しかし、会議の出席者はわずか三名で、対日ボイコット運動への参加も否決された³⁵⁾。

福州における広東商人の対日ボイコット運動への対応を紹介した。次に福州における福州商人のそれへの対応を分析する。福州商人は、辰丸事件を契機に三井物産などの日本の会社に対してボイコット運動を開始した。福州商人は対日ボイコット運動に参加したように見える。しかし、その実態は異なる様相を呈していた。この点を明らかにするために、福州の輸入貿易において三井物産がどのような役割を果たしていたのかを見ていきたい。東亜同文会が明治41(1908)年に上梓した「ボイコット視察第2回報告書広東及其他南清諸港之部」と題する報告書によると、もともと福州の輸入貿易は、主に福州商人に依拠していた。福州商人は香港・上海に代理店を置き、外国の商品を香港・上海を経由して福州に輸入していた。しかし、こうした状況は、三井物産の福州の輸入貿易への参入によって変化させられることになる。三井物産は、明治38(1905)年に福州に出張所を開設して、上海支店・香港支店を通じて外国の商品を同地に輸入するようになった。これによって、福州商人の利益は三井物産に奪われることになった。そのため、福州商人は、辰丸事件の前からたびたび三井物産に対しボイコット運動を起こしていた³⁶⁾。辰丸事件を契機とした対日ボイコット運動は、実は三井物産に対するそれまでのボイコット運動の延長だったのである。

大阪商船会社をめぐる福州商人の対日ボイコット運動に対する態度を分析すると、そのこと

は一層明白になる。香港における福州商人の代理店は、当地の広東商人の勧誘により、明治 41（1908）年 5 月 30 日から大阪商船会社の福州行き船に貨物を積まないことを議決した³⁷⁾。しかし、福州商人はこれに反対し、香港の代理店に「決シテ外間ノ煽動に應スルコトナク従前ノ如く必ズ大阪商船会社ノ汽船ニ貨物ノ積載ヲ為スベキ」と通達した³⁸⁾。これには理由があった。大阪商船会社の運賃が低廉でさらに紛失した貨物に対して遅滞なく賠償していたため、福州商人は大阪商船会社に信頼を寄せていたのである。

この二つの事例を考え合わせると、対日ボイコット運動において、日本の二つの会社に対して、福州商人が自分たちの利益を考慮して、ボイコット運動を実施するか否かを決めていたことが分かる。つまり、広東商人以外の中国商人は、広東商人と比較して、対日ボイコット運動に消極的だったと見なすことができるのである。たとえ対日ボイコット運動に参加したとしても、それは、広東商人のようにナショナリズムによるものではなく、自己の利益を勘案して実施していた、と捉えたほうが実態に合っている。この点について、対日ボイコット運動における広東商人と厦門商人を対照しながら、もう少し詳しく説明したい。

厦門において、最も有力な広東商人であった薛棠谷は、明治 41（1908）年 4 月、広東商人を糾合して、厦門商人を広東商人とともに対日ボイコット運動に参加させることを試みたが、失敗に終わった。その理由として、厦門領事の瀬川浅之進は、明治 41（1908）5 月 12 日の報告の中で、福建人が「他省人ノ為メ日本ノ悪感情ヲ買フコト好マ」ずに対日ボイコット運動に賛成しなかったことをあげている³⁹⁾。

厦門商人は、海外でも広東商人と競争的な立場にあり、その関係は親密ではなかった。広州・香港に対日ボイコット運動が起こると、厦門商人は、広東商人に追隨して対日ボイコット運動に参加することはなかった。それどころか、彼ら是对日ボイコット運動を契機に広東商人の商権を奪おうと画策した。これをマニラでの事案を例に説明する。マニラには、明治 41（1908）年の時点でおおよそ 2 万の中国人がいた。広東人と厦門人がそれぞれ 50% を占めていた。厦門人は、対日ボイコット運動に冷淡であった。マニラにおいては、広東商人が対日ボイコット運動を実行しても、厦門商人は日本商品の取り扱いを止めることはなかった。それゆえ、日本の商品是对日ボイコット運動の影響を受けなかった。広東商人がもつぱらその損失を蒙ることになったのである。損失を受けて商権が厦門商人に奪われることを危惧して、マニラの広東商人も日本の商品の取引を完全に停止することはなかった⁴⁰⁾。

以上のように、広州・香港以外の地域における中国商人は、その多数が最初から対日ボイコット運動に反対した。

3 対日ボイコット運動によって日本が受けた経済的影響

3.1 日本商品の流通ルートの増加

これまでの研究では、中国商人が粵商自治会などの政治団体の指導によって団結し、対日ボイコット運動に参加したことを前提に、日本の経済活動が大きな打撃を受けたと指摘されてきた。しかし、これまで分析してきたように、各地域の中国商人、とくに広東商人以外の中国商人は、対日ボイコット運動に参加する意欲はなかった。広東商人の中にも、対日ボイコット運動に反対したものが多数存在した。各地域の中国商人は一致団結して対日ボイコット運動に参加していた、とは捉えられないのである。対日ボイコット運動が本当にうまく機能しそれによって日本が一方向的に損失を受けた、というような捉え方は実態に合っていないようである。そこで、さらに対日ボイコット運動による日本の商品の流通ルートの変化に焦点を絞って、日本がそれによって受けた影響を検討する。

まず辰丸事件の対日ボイコット運動が展開される以前の中国とくに中国南部向けの日本の商品の流通ルートを確認しておきたい。

従来、海産物などの日本の商品は、おもに広東商人をはじめとする中国商人によって香港・広州に輸出されていた。そして、香港・広州から中国南部の内陸地域に直接輸送されるものと汕頭・廈門・福州などの開港場を経てそこに輸出されるものがあった。

このような広東商人による日本の商品の流通ルートは、対日ボイコット運動によって変化することになる。広東商人が日本の商品の取引を停止したため、汕頭・廈門・福州などの開港場の日本の商品の在庫がなくなっていった。これらの開港場の中国商人は、これを好機と捉えて広東商人に代わって日本の商品を中国南部に輸入しようとした。

この点について汕頭を例にさらに詳しく説明する。対日ボイコット運動によって、汕頭における日本の海産物の在荷が欠乏していった。一方、その売行きは活況を呈し、価格が騰貴し始めた。汕頭商人は、上海ないしは神戸にまで店員を派遣して、日本の海産物を買付けて輸入しようとした。汕頭領事の徳丸作蔵は、明治41（1908）年9月4日、外務大臣の小村寿太郎に「当港ニ於ケル本邦商業ガボイコットニ付テノ發展トモ云フヲ得ベキナリ」⁴¹⁾と、この状況について報告している。すなわち、汕頭では対日ボイコット運動により日本の商業が逆に発展したのである。

このように、対日ボイコット運動によって、日本の海産物は、香港を従来のように経由せず、上海ないしは日本より汕頭・廈門・福州などの開港場に輸入されるようになった。たしかに、香港向けの日本の海産物の輸出は減少した。しかし、上海向けの日本の海産物の輸出は増え続けてその損失をカバーするまでになっていった。これについて、海産物が輸出品の首位を占めていた長崎を取り上げてさらに詳しく見ていきたい。

長崎は、対日ボイコット運動以前、するめなどの海産物を主に広東商人を媒介にして輸出し

ていた。その主な需要先は広州・香港を中心とする中国南部であった。対日ボイコット運動によって広東商人が日本の海産物の取引を手控えたため汕頭・廈門・福州などの開港場の商人は、上海に出張して日本の海産物を購入し始めた。そのため、長崎の海産物は上海に向けて大量に輸出されるようになった⁴²⁾。長崎県水産組合連合会長の秦豊助が明治 41（1908）年 12 月 2 日に外務大臣の小村寿太郎に提出した報告によると、当地の海産物は対日ボイコット運動によって一時損失を受けたものの、その後、中国商人によって上海を経て需要地に輸出するルートが開拓されたため、多大な損害を免れたことができた、と記している⁴³⁾。

このような状況は長崎だけのものではなかった。実は、対日ボイコット運動によって、日本全体の海産物の上海向けの輸出高は増加したのである。これについて、「南清ボイコットが我輸出水産物に及ぼせる影響」と題する『大日本水産会報』の明治 42（1909）年 1 月付の記事は、「ボイコットに付き異彩を生じたることは前年に比して上海方面の輸出増加を見たる事にして昨年 9 月迄の者を以て之を対照するに実に 23 万余円の増加なり」と記しており、そのことを裏付けている⁴⁴⁾。

汕頭・廈門・福州などの開港場の中国商人は、日本の海産物を上海からこれら開港場に輸入するだけでなく対日ボイコット運動の中心地であった広州・香港にまで移入していたのである。対日ボイコット運動によって広東では日本の海産物がなくなったため、明治 41（1908）年 5 月頃には汕頭・廈門・福州の商人は、上海より日本の海産物を購入し、それを中国の商標を付して中国産の海産物と混合して香港・広州に転送するようになる⁴⁵⁾。

海産物だけでなく、綿糸・綿布などの日本の商品も、対日ボイコット運動のため、広東商人ではなく中国南部の各地の商人によって同地に輸入されるようになった。

従来、日本の商品は主に広東商人の手によって、香港・広州を経由して湖南省・貴州省・江西省などの中国南部の内陸地域へ輸入されていた。辰丸事件の対日ボイコット運動の直前に、これは新たな様相を呈するようになっていた。すなわち、中国南部の各地の商人は、香港を通過する手数と費用を省くために、外国の商品を香港を経由せず直接同地に輸入しはじめた。これについて、明治 40（1907）年 11 月に中国南部の商業を視察した三井物産の理事岩原謙三は、「南清貿易は今後愈香港広東に集中せらるることなく直接内地各市場に取引せらるるに至るべし」と予測している⁴⁶⁾。

辰丸事件の対日ボイコット運動は、このような趨勢をさらに加速させた。対日ボイコット運動によって、広東商人は日本の商品の取引から手を引いた。しかし、中国南部の内陸地域の日本商品への需要は依然として変わらなかった。これらの地域の商人は、広東商人に頼らず、自ら日本の商品を同地に輸入しようとしたのである⁴⁷⁾。この点について、明治 42（1909）年 4 月 5 日付の「日貨排斥樂觀」と題する『朝日新聞』の記事は、「広州・香港の地は単に日本商品の輸入取扱地点たるに過ぎずして綿糸、綿布、海産物、燐寸其他の需要者は大部分広西、湖南、四川、貴州、雲南にあり、排斥運動起らば日本商品は直接其地方へ輸入せられ」と記している⁴⁸⁾。

すなわち、対日ボイコット運動は、日中貿易における香港・広州の中継的な地位を著しく低下させた一方、中国南部の内陸地域への日本の商品の輸出を拡大させたのである。

このように、対日ボイコット運動によって広東商人が日本の商品の取引を手控えたため、ほかの中国商人が広東商人に代わって、日本の商品を中国南部の各開港場さらには内陸地域に輸入し始めた。中国全体からみると、対日ボイコット運動のため、日本の商品を取り扱う中国商人ならびに日本商品の流通範囲が減少したどころか、逆に増加したのである。つまり、日本は、対日ボイコットによって利益を獲得し、日本商品の広州・香港向けの輸出で受けた損失をカバーすることができたのである。

3.2 日本商品の流通ルートにおける日本商人の勢力の増大

対日ボイコット運動において、日本の商品の流通ルートは、広東商人以外の中国商人の活躍によって増加した。日本の商人もまた、日本の商品の流通ルートにおける広東商人の不在に乗じて、その商権を奪うことを試みる。次に、日本の商人による日本の海産物の直輸出を中心に、この点を検討する。

まず、対日ボイコット運動以前の日本の商品とくに海産物の直輸出の状況について示しておきたい。日本政府は、日清・日露戦争以降、日本の商人に対する保護政策を強力に推進し、日本の商人による直貿易の推進とそれによる商権の回復を企図した。それまで在日中国商人によって輸出されていたマッチ・綿糸などの工業製品は、次第に日本の商人によって直輸出されるようになった⁴⁹⁾。

しかしながら、日本の海産物はマッチなどの工業製品と異なり、依然として在日中国商人によって中国に輸出されていた。日本の商人は、様々な手段を使って日本の海産物の中国への直輸出を試みた。しかし、それらはいずれも失敗に終わった。一例をあげると、北海道の日本人の海産物商は、明治22(1889)年に日本昆布会社を成立して昆布の中国への直輸出を企図したが、5年後には損失を出して解散に追い込まれている⁵⁰⁾。日本の商人による海産物の直輸出ができない理由について、東京高等商業学校学生池辺龍一は、明治37(1904)年の『長崎海産物貿易調査報告書』と題する報告書の中で、第一に「本邦商人ノ進取ノ氣象ニ乏シ」いからであり、第二に「適當ナル委託販売ノ道ナ」いからであり、第三に「清国商人ノ団結力強キ」ためであると指摘している⁵¹⁾。

こうした状況は、辰丸事件の対日ボイコット運動によって変化することになる。日本の海産物は、対日ボイコット運動以前には主に在日広東商人によって香港・広州に輸入され、さらに同地の海産物の卸売商を経て小売商に売却されていた。対日ボイコット運動が起こると、海産物の卸売商の多くは対日ボイコット運動に参加し、日本の海産物の輸入を停止させた。これに対し、多くの海産物の小売商は対日ボイコットに参加せず、秘密裡に日本の海産物の取引を行っていた。しかし、対日ボイコット運動の長期化にともない日本の海産物の輸入が途絶した

ため、これらの海産物の小売商の在庫も払底することになった。それゆえ彼らは恒常的に日本の海産物の輸入を希望していた⁵²⁾。

こうした状況を受けて、広東領事の上野専一は、明治 41（1908）年 5 月 22 日、外務大臣の林董に「従来殆清商ノ専営ニ帰シ本邦人ノ染手シ得ザリシ海産物取扱ノ如キ此機会ヲ利用シテ邦人直接取引ノ道ヲ開クハ最モ注意ス可キ所ナルベシ」⁵³⁾と述べ、日本の商人による広東への日本の海産物の直輸出を求めた。つまり、従来のように在日広東商人と香港・広州の中国人の海産物の卸売商の手を経ず、日本の海産物を直接香港・広州の海産物の小売商に販売することを奨励したのである。

日本の商人は、これに呼応するように続々と広州・香港の海産物市場の状況を調査して同地への海産物の直輸出を試みた⁵⁴⁾。その中で、三井物産の動きは顕著だった。そこで三井物産を中心に、日本の商人による日本の海産物の香港・広州向けの直輸出について考察する。

三井物産は、対日ボイコット運動の打開策として、明治 41（1908）年 6 月、日本の海産物を香港に直輸出し始めた。香港副領事の船津辰一郎は、明治 41（1908）年 11 月、海産物を香港に輸出しようとする日本の商人に対して、三井物産の香港支店と事前に打ち合わせて、同店に委託販売するように勧告している⁵⁵⁾。

三井物産の香港支店は、明治 41（1908）年 6 月から 12 月まで約 20 万円の日本の海産物を香港に輸入した。三井物産は、その手数料として約 6,000 から 7,000 銀元を得た⁵⁶⁾。

さらに、三井物産は日本の海産物を香港から広東に輸送し始めた。香港から広東への航路を経営する中国とイギリスの汽船会社は、対日ボイコット運動以来日本の海産物の運搬を拒絶していた。そこで、広東商人は、海産物などの日本の商品の広東への輸送を三井物産に依頼した。三井物産は、これを受けて、引き船を雇い入れ、明治 41（1908）年 11 月 16 日に約 100 トンの日本の海産物および雑貨を広東に輸送した。同年の 11 月 10 日から 20 日にかけて、こうした三井物産による日本の商品の香港から広東への輸送は四回も行われた⁵⁷⁾。

三井物産は、明治 41（1908）年 12 月、神戸の海産物商の山田某に、日本より香港に直輸出する日本の海産物の取引業務を引き渡し、それまでの海産物の取引先もそのまま山田某に譲渡した。この山田某という日本の商人は、香港の広東商人と合資会社を設立して（山田出資額 1 万銀元・中国商人出資額 1 万銀元）、日本の海産物を香港に大量に直輸入した。山田某は、明治 42（1909）年 1 月 8 日までに日本の海産物を香港に直輸入することを通じて、14,000 から 15000 銀元の純益を得ている⁵⁸⁾。

このように、対日ボイコット運動において、三井物産を先導に日本の商人は日本の海産物を香港さらには広州に直輸出することができるようになった。対日ボイコット運動によって、広州においては日本の海産物の輸入額は、明治 40（1907）年の 950,000 海関両から明治 41（1908）年の 607,000 海関両に減少した。それとは対照的に、日本の商人による日本の海産物の輸入額は、対日ボイコット運動が起こるまでは僅少であったが、明治 41（1908）年 12 月と明治 42（1909）

年1月の二ヶ月間だけには80,000円を超えた。広東領事館は、明治42(1909)年9月付の『通商彙纂』の「広東41年貿易年報」と題する報告の中で、「41年中当地方ニ於テ盛ニ唱導セラレタル日貨排斥ハ如斯輸入本邦産海産物ニ打撃ヲ與ヘタルモ此機会ヲ利用シテ一面本邦海産物商ノ直接取引ヲ開始シ得ヘキ端緒ヲ作り得タルハ最モ喜フヘキ所ナリ」と述べている⁵⁹⁾。すなわち、対日ボイコット運動は、日本の海産物の取引にとって一時的には打撃となったものの、日本の商人による日本の海産物の直輸出の道を開いた、と評価されているのである。

このように、日本の商人による日本の海産物の中国への直輸出が可能になったのは、対日ボイコット運動によって中国商人の団結が崩れたためであった。

以上のように、日本の商品の流通ルートの変化という点から、対日ボイコット運動によって日本が受けた影響を検討した。対日ボイコット運動のため、これまでの広東商人による日本の商品の対中流通ルートが機能しなくなっていった。それによって、広東商人以外の中国商人は、広東商人に代わって、日本の商品を中国南部の各開港場さらには内陸地域に輸入するようになった。また、日本の商人はこれに乗じて香港・広州の対日ボイコット運動脱落派の商人と連携して、日本の海産物の香港・広州への直輸出を成功させた。対日ボイコット運動によって、日本は利益を獲得したのである。

おわりに

本稿の課題は、中国商人の動向を具体的に分析することによって、対日ボイコット運動がどのように機能し、それが日本の経済活動にどのような影響を与えたのかを明らかにすることだった。これを三つの点から考察した。まとめると次のようになる。

第一に、広州・香港における広東商人の動向を考察した。辰丸事件が発生すると、広州・香港の広東商人は、ナショナリズムないしは経済利益を求めて、対日ボイコット運動に参加していった。そして、彼らは粵商自治会を通じて対日ボイコット運動を指導した。広東商人の支持によって、対日ボイコット運動は成立した。しかし、対日ボイコット運動によって受けた損失が増大するにつれて、広州・香港の広東商人は、次第に対日ボイコット運動から離脱していくことになった。特に、日本と強い関係があった海産物商は対日ボイコット運動を停滞させる役割を担った。

第二に、広州・香港以外の地域における中国商人の動向を考察した。彼らの中には、広州・香港の広東商人の呼びかけに応じて対日ボイコット運動に参加するものもいたが、多くは最初から対日ボイコット運動に反対した。広州・香港の広東商人とそれ以外の中国商人の対日ボイコット運動の相違に着目すると、対日ボイコット運動によって、広州・香港の広東商人は損失を受けたものの、新たに会社を起こしてそこから利益を獲得できた。しかし、広州・香港以外の地域の中国商人は、もっぱら損失を受けただけで、利益を得ることはできなかった。それゆ

え、広州・香港以外の地域の中国商人は、対日ボイコット運動に参加する意欲を失っていった。たしかに、その一部で対日ボイコット運動に参加する商人を見出すことができるが、その契機は、ほとんどの場合ナショナリズムではなく、対日ボイコット運動を利用して競争相手に打撃を加えて利益を得ることにあった。このように、広州・香港以外の地域においては、中国商人は対日ボイコット運動を支持してはおらず、それがうまく機能したとはいえない。

第三に、対日ボイコット運動がうまく機能しなかったことを踏まえて、日本が受けた経済的影響を考察した。多くの広東商人は対日ボイコット運動によって日本の商品を取引することができなくなった。その一方で、ほかの中国商人は、広東商人に代わって日本の商品を取り扱うことができるようになった。さらに、日本の商人は、対中輸出における広東商人の不在を契機に、日本の商品とりわけ海産物を中国に直輸出することができるようになった。つまり、対日ボイコット運動によって日本は利益を得たのである。

これまでの研究は、対日ボイコット運動が実際にどのように機能したのか、という点を検討してこなかった。対日ボイコット運動の主体である中国商人を粵商自治会などの政治団体の追随者と捉えて、その活動の実態および対日ボイコット運動における役割について十分に分析してこなかった。中国商人の多様性が看過されていたのである。本稿は、この研究史上の問題点の克服を試みた。そして、中国商人の動向を具体的に検討し、対日ボイコット運動がうまく機能していなかったことを明らかにできただけでなく、日本に商機をもたらしたことを論証できた。

中国人が対日ボイコット運動を行なったのは、日本に経済的打撃を与えることによってその対中政策を改変させるためだった。しかし、対日ボイコット運動の企図とは逆に、それは日本に利益をもたらしていたのである。

<注>

- 1) 菊池貴晴「辰丸事件に関する対日ボイコット運動」『中国民族運動の基本構造—対外ボイコットの研究』、1966年。
- 2) 菅野正「辰丸事件と在日中国人の動向」『奈良大学紀要』第11号、1982年。
- 3) 徐小潔「中国初期日貨排斥運動と日本」神戸大学博士論文、2007年。
- 4) 辰丸事件の具体的な経緯については、菊池貴晴「辰丸事件に関する対日ボイコット運動」『中国民族運動の基本構造—対外ボイコットの研究』1966年を参照。
- 5) 立憲派とは、清朝の皇室制度を維持したまま、憲法制定等の改革によって、中国の近代化を図ると主張する、康有為、梁啓超を中心とする政治派閥のことである。立憲派は、「保皇派」とも通称されており、清朝を倒すべきだと主張する「革命派」とは対立的立場にある。
- 6) 当時は、日本は広東省の首府である広州を広東と通称していた。
- 7) 「広東41年貿易年報」1908年11月25日『通商彙纂』1909年第2号。1907年には、上海・漢口・広東の貿易額はそれぞれ137,000,000・115,000,000・103,000,000海関両である。
- 8) 「広東貿易交通事情」1906年12月14日『通商彙纂』1907年第12号。
- 9) 邱捷「辛亥革命時期的粵商自治会」『晚清民国初年広東の士紳と商人』、2012年。
- 10) 東亜同文会「ボイコット視察第2回報告書広東及其他南清諸港之部」『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第3巻（アジア歴史資料センターレファレンスコード〈以下 Ref.と略記する〉B11090241500）。

- 11) 「港商亦知国恥」『半星期報』第7期、1908年5月。広東商人と香港の関係については、邱捷「清末の広州商人と香港」『晚清民国初年広東的士紳と商人』2012年を参照。
- 12) 「ボイコット鎮定策ニ関スル清国商人ノ申出ニ付請訓ノ件」1908年10月24日『日本外交文書』第41巻2冊、97頁。
- 13) 「香港ニ於ケル日貨排斥ニ関シ香港政庁へ取締方交渉ノ件」1908年4月9日『日本外交文書』第41巻2冊、67頁。
- 14) 「排日貨熱ノ結果実業熱ヲ喚起シ並ニ広東ニ於ケル玻璃製造事ニ一歩進歩ヲ與ヘタルコトニ関スル件」1909年4月19日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第6巻、(Ref.B11090243700)。
- 15) 「麦少彭ノ舉止ニ関スル件」1908年7月20日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第3巻 (Ref.B11090241500)。
- 16) 「福州ニ於テ日貨排斥ニ関スル続報」1908年5月16日「福州ニ於テハ日貨排斥ノ傾向ナキ義ニ付報告」1908年5月6日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第2巻 (Ref.B11090240900)。
- 17) 「広東海産物商及綿布商等ボイコット規約勵行ノ決議ニ関スル件」1908年8月29日「広東海産物商綿布商ノボイコット決議ニ関スル両広総督ノ措置報告ノ件」1908年9月10日『日本外交文書』第41巻2冊、88-90頁。
- 18) 「ボイコット鎮定策ニ関スル清国商人ノ申出ニ付請訓ノ件」1908年10月24日『日本外交文書』第41巻2冊、96頁。
- 19) 「ボイコット鎮定策ニ関スル清国商人ノ申出ニ付請訓ノ件」1908年10月24日『日本外交文書』第41巻2冊、97頁。
- 20) 「香港ボイコット運動者ノ暴行ニ関シ報告ノ件」1908年11月2日『日本外交文書』第41巻2冊、101頁。
- 21) 農商務省商工局『日清貿易事情』1904年、58-59頁。
- 22) 在日広東商人の状況については、黄啓臣・龐新平「清代活躍在中日貿易及日本港市的広東商人」『中山大学学报』2000年第1期を参照。
- 23) 「在長崎清商本邦品買入中止ノ件」1908年4月2日『日本外交文書』第41巻2冊、65頁。
- 24) 「南清ボイコット運動鎮圧ニ関シ申上ノ件」1908年4月23日『日本外交文書』第41巻2冊、72頁
- 25) 「長崎県知事より通商局長あて電報」1908年4月22日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第1巻 (Ref.B11090240100)』。
- 26) 「広東ボイコット委員来る」『朝日新聞』1908年3月25日付。
- 27) 「東亜同文会報告」第101回、1908年4月。
- 28) 「ボイコットの横浜に対する影響」『朝日新聞』1908年3月29日付。
- 29) 「在留清国人の苦境」『朝日新聞』1908年4月28日付。
- 30) 「清国広東ニ於ケルボイコットニ関スル件」1908年4月27日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第1巻 (Ref.B11090240100)。
- 31) 「清国広東ニ於ケルボイコットニ関スル件」1908年4月27日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第1巻 (Ref.B11090240100)。
- 32) 東亜同文会「辰丸事件ボイコット情報報告第一回香港之部」『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第2巻 (Ref.B11090240900)。
- 33) 「新加坡支店五月十三日来状清人抵制日貨ノ事」1908年5月13日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第2巻 (Ref.B11090240900)。
- 34) 「広東日貨排斥熱ノ影響ニ関スル件」1908年4月25日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第1巻 (Ref.B11090240100)。
- 35) 「福州ニ於テ日貨排斥ニ関スル続報」1908年5月16日「福州ニ於テハ日貨排斥ノ傾向ナキ義ニ付報告」1908年5月6日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第2巻 (Ref.B11090240900)。
- 36) 東亜同文会「ボイコット視察第2回報告書広東及其他南清諸港之部」『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第3巻 (Ref.B11090241500)。
- 37) 「船津副領事よる林外務大臣あて電報」1908年5月18日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第2巻 (Ref.B11090240900)。
- 38) 「福州ニ於テ日貨排斥ニ関スル続報」1908年5月21日「福州ニ於テハ日貨排斥ノ傾向ナキ義ニ付報告」1908年5月6日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第2巻 (Ref.B11090240900)。
- 39) 「厦門ニ於ケルボイコットノ状況」1908年5月12日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第2巻 (Ref.B11090240900)。
- 40) 「在比律賓支那人間ニ於ケル辰丸事件の影響」1908年5月6日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第2巻 (Ref.B11090240900)。

辰丸事件の対日ボイコット運動と中国商人（呉起）

- 41) 「汕頭地方ニ於ケル海産物市況ニ及ホセル広東地方ボイコットノ影響」1908年9月4日『公文雑纂・明治四十一年・第十六巻』（Ref.A04010160700）。
- 42) 「乙水第二二六三号」1908年6月3日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第2巻(Ref.B11090240900)。
- 43) 「日貨排斥ニ関スル件」1908年12月2日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第5巻(Ref.B11090240900)。
- 44) 「南清ボイコットが我輸出水産物に及ぼせる影響」『大日本水産会報』第316号、1909年1月。
- 45) 「乙第二二六三号」1908年6月3日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第2巻(Ref.B11090240900)。
- 46) 「南清貿易の変遷」『朝日新聞』1907年11月9日付。
- 47) 「南清排日貨熱現状」『朝日新聞』1908年7月6日付。
- 48) 「日貨排斥樂觀」『朝日新聞』1909年4月5日付。
- 49) 具体的な状況については、陳来幸「開港上海における貿易構造の変化と華商一砂糖と海産物を中心に」（森時彦編『長江流域社会の歴史景観』2013年を参照）。
- 50) 日本昆布会社が成立から解散に至るまでの経緯については、籠谷直人「華僑通商網への対抗と対アジア直輸出態勢の模索—昆布直輸出会社を事例に—」『アジア国際通商秩序と近代日本』2000年に詳しい。
- 51) 池辺龍一「長崎港海産物貿易調査報告書」1902年、147-148頁。
- 52) 「広東ニ於ケル日本品ボイコットニ関スル事情報告ノ件」1908年5月22日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第2巻(Ref.B11090243000)。
- 53) 「広東ニ於ケル日本品ボイコットニ関スル事情報告ノ件」1908年5月22日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第2巻(Ref.B11090243000)。
- 54) 「広東41年度貿易年報」1909年9月2日『通商彙纂』1909年第69号。
- 55) 「第69号」1908年11月28日『南清ニ於ケル本邦品ボイコット一時沈静ニ際シ海産物試売ノ件』（Ref.B11091784800）。
- 56) 「保安条例撤回前後ボイコットニ及ホセル影響ニ関スル件」1909年1月8日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第5巻(Ref.B11090240900)。
- 57) 「本邦海産物ノ取引皆無ニ付広東ニ転送セントスルモ汽船会社ハ日貨搭載ヲ拒絶シタルノ件」『日本外交文書』第41巻2冊、104頁。「広東ボイコットニ関スル件」1908年11月20日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第5巻(Ref.B11090240900)。
- 58) 「保安条例撤回前後ボイコットニ及ホセル影響ニ関スル件」1909年1月8日『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第5巻(Ref.B11090240900)。
- 59) 「広東41年度貿易年報」1909年9月2日『通商彙纂』1909年第69号。

主指導教員（麓慎一教授）副指導教員（向山恭一教授・柴田幹夫准教授）